

## 告 示

### 埼玉県選管告示第六号

埼玉県議会議員一般選挙が、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成三十年法律第一百号）の規定に基づき行われることとなったため、同法施行令第二条の規定に基づき平成三十一年二月六日から平成三十一年四月七日までの間、埼玉県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治